

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第17回 2020年2月



## 税委会「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する公告」公布、対米追加関税の適用除外業務を継続実施

### 本アラートの分析対象法規

- 「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する国务院関税則委員会の公告」(税委会公告〔2020〕2号)

### 背景

国务院関税則委員会(“税委会”)は、2020年2月17日付けで「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する公告」(「2号公告」)を公布し、中国国内企業からの申請に基づき、関連要件を満たし、市場原理や商業主義に従い米国から輸入された商品に対し、一定期間において米国301措置に対抗するための追加賦課関税を賦課しないことを決定した。これは、米中が2019年12月13日付けで経済貿易協定の「第1段階」と呼ばれる部分合意に署名し、次に2020年1月16日付けで関連協定を正式に締結して以来、国务院関税則委員会が初めて対米追加関税賦課商品の適用除外に関して公布した公告である。今回の除外業務は、既に行われた2回の除外業務を踏まえて、適用除外を申請できる商品の対象範囲を拡大し、さらに除外業務のプロセスの最適化を図った。現在、新型コロナウイルス肺炎感染症が拡大するなか、輸出入事業者は、特にこの2号公告に注目すべきである。

### 政策概要

#### 適格な申請者

- 適格な申請者は米国から関連商品を購入・輸入するため契約を締結する予定のある中国国内企業である。
- これまでに2回行われた適用除外申請と異なり、今回の市場化調達除外の適格な申請者として、「契約を締結する予定のある」、「米国から関連商品を購入・輸入する」及び「中国国内企業」という要件を強調して、適格な申請者の対象範囲を更に限定し、業界協会、非輸入事業者などは適格な申請者に該当しない。

## 適用除外を申請できる商品の対象範囲

- 今回、適用除外を申請できる商品の範囲が拡大され、ロットに限らず、適用除外を申請できる商品の対象範囲を付属文書に列記し、列記された対象品目リスト以外の商品は追加除外商品として申請できる。また同時に、申請不要となる自動除外商品の対象範囲も明確にした。詳細は下表の通りである。

適用除外を申請できる商品リスト	追加除外可能な商品	申請不要の自動除外商品
<ul style="list-style-type: none"><li>公布・実施され、かつ米国301措置に対抗するための追加賦課関税の賦課を停止或いは一時停止していない一部の商品</li><li>8桁のHSコードである696品目の商品：大豆などの農産品、原油などのエネルギー製品、及びその他の一部の製品を含む</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>2号公告の付属文書に列記された対象品目リスト以外の商品。 例えば、動植物製品、食品、化学製品、紡績製品、鉄鋼製品、電気製品、機電製品、電子製品など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公布済及び承認後に今後公布される予定の輸入関税減免政策を適用した米国からの輸入商品</li><li>エクスプレスデリバリーによる商品輸入</li><li>対米追加関税賦課商品除外リストに記載され、除外期間内にある商品</li></ul>

## 申請手続及び申請期間

- 財政部関税政策研究センターの公式ウェブサイト (<https://gszx.mof.gov.cn>) を通じて適用除外申請を行う。
- 除外申請システムは2020年3月2日より申請の受理を開始し、申請締切日はまだ定まっていない。

## 申請・記入要件

- リストに記載された商品について、企業は適用除外を申請する商品のHSコード、調達計画金額など適用除外申請情報を記入しなければならない。
- 追加除外を申請する商品について、上述の情報に加えて、追加関税の申請者への影響など必要な説明も加えなければならない。
- 既に2回実施された除外業務に比べて、今回の申請手続は著しく簡素化された。代替不可能性や業界への影響などに代わり調達計画金額を重点的に強調した。

## 申請結果

- 国务院関税税則委員会が適用除外申請を審査し、申請結果は申請者に直接通知される。
- 審査・承認された関連商品の適用除外有効期間は承認日より1年間であり、除外金額は輸入査定金額範囲内とされ、超過部分の適用除外は認められない。
- 輸入契約に明確に規定され、かつ数量上10%以内（10%を含む）の過不足商品も上述の除外措置に適用することを許容する。

- 今回、承認される前に既に追加賦課済みの関税税額は還付されないことを明確に定めた。

### 調達計画の実施

- 申請者は、適時に実際の取引情報をアップロードしなければならない。審査・承認された調達計画について、月別に達成していない部分は月末に自動的に失効となる。各月の調達計画金額を超えた部分は、所定の期間内に追加除外を申請し、国务院関税税則委員会の審査・承認を経て除外される。
- 申請者は、輸入の通関申告に先立ち、声明書を提出して、除外番号を受領しなければならない。また、当該番号を通関申告書に記入する必要がある。

### KPMGの所見

米中が経済貿易協定の「第1段階」と呼ばれる部分合意に署名して以来、2号公告の公布は、中国が米中貿易摩擦の解決に向けて継続的に行った努力の成果と言える。2号公告の実施に伴い、米国から商品を購入・輸入する企業の税負担が大幅に軽減されるため、企業のコストダウンに繋がり、企業の発展にとって有利となる。特に現在、新型コロナウイルス性肺炎感染症による影響を受けて、2号公告は、多くの輸出入事業者にとって安心できる保障措置となるだろう。このため、輸入企業はこの機会に、今回の適用除外申請に対するニーズを十分に評価するとともに、下記の事項にも留意し、十分に準備されるよう推奨する。

- 今回、対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の対象範囲は比較的広く、除外商品リストに記載された8桁のHSコードである696品目に加えて、リスト外の商品の追加除外も認められる。企業は、2号公告の除外商品リストと照らし合わせて、実際に輸入した追加関税賦課商品を整理し、リスト内とリスト外の商品を区別した上で、適用除外の申請範囲を想定し、適用除外を申請する予定の商品に対して調達の手配（調達数量計画、調達意向/協議取決め、調達時期など）をされるよう推奨する。
- 今回の除外業務は、申請者の対象範囲を限定した。このため、企業は、自社の輸出入業務に合わせて合理的に計画し、特に集団型企業にとって、輸入者リストを明確にして、適用除外業務の申請者を早期に確定する必要がある。
- 調達計画は今回の除外業務の基本要素の一つである。企業は、記入・申請や除外実施のいずれの段階においても、できる限り調達計画通りに調達活動を展開し、かつ関連データは各月ごとに正確に作成しなければならない。除外業務の円滑な実施に向けて、企業は、早急に調達計画を整理して、合理的な調達計画を確定し、差異による除外限度額の浪費や、実際の輸入額が承認済限度額を超えた場合に必要となる追加申請作業を避けるよう推奨する。
- 今回の除外申請業務は、申請者を構成単位として認識し、審査結果の公表をせずに、申請者に直接通知する。政策上の「フリーライダー」がなくなったため、各企業は、自社の利益を確保するために自主的に除外申請業務を展開しなければならない。除外申請が承認された後、輸入商品は「除外番号」を用いた通関申告を経て追加関税免除を享受できる。このため、企業は、引き続き関連情報に注目するとともに社内の操作プロセスも見直す必要がある。
- 2号公告では、除外申請の最終日を定めていない、かつ追加申請もできるとした

ため、今回の除外業務の長期化・常態化を十分に表している。関連企業は、政策のメリットを最大限に享受できるよう、自社の調達・輸入状況に応じて引き続き関連政策の展開及び実施状況を把握しながら、積極的に除外申請業務に対する準備を整え、かつ除外申請承認後の商品輸入関連手続の円滑な遂行を確保する必要がある。

- 現在、新型コロナウイルス性肺炎感染問題は企業の経営に重大な影響を及ぼしている。今回の除外申請政策は適時に公布され、かつ直前に公布された商品寄付に関わる追加関税免除規定も加わり、中国政府が新型コロナウイルス性肺炎感染問題に打ち勝つ決心を鮮明に表している。これを背景に、企業は、この機会に、政府と共に困難を乗り越え、感染問題の影響による勤務停止、生産停止、交通機関の運行停止など企業へのマイナス影響を最大限に軽減する必要がある。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [liisa.h.li@kpmg.com](mailto:liisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

#### Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: [kensuke.matsuda@kpmg.com](mailto:kensuke.matsuda@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7034

### 華西・華東地域

#### Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3098

#### Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Shi Shirley 侍 怡

Partner パートナー

Email: [shirley.y.shi@kpmg.com](mailto:shirley.y.shi@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2105

#### Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Mokuta Masakazu 杳田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198